

平成 13 年 3 月 13 日

ガス事業法制度改革・構造改革への提言

(社)全国エルピーガス卸売協会
業務委員長 手嶋 正之

1. LP ガス市場の現状とガスエネルギーの棲み分けについて

(1) LP ガス供給範囲

我が国は欧米と比較し、LPG のパイプライン網が普及していない。従って、LP ガスは都市ガスが供給されている都市部のみならず、山間僻地、離島も含め国土の 95% に供給されています。

我が国の LP ガス利用世帯の比率（約 52%）は欧米と比較しても高く、都市ガスの供給区域内にも普及しており、国民生活に定着しています。

参 考

イ. 我が国のガス需要家数

	需要家数	比 率
液化石油ガス販売事業	2,566 万件	48.2%
簡易ガス事業	190 万件	3.6%
(小 計)	(2,756 万件)	(51.8%)
一般ガス事業	2,561 万件	48.2%
(合 計)	(5,317 万件)	(100%)

ロ. 欧米の LP ガス利用世帯の比率

	比 率
フランス	41.0%
イタリア	30.7%
ドイツ	8.5%
アメリカ	9.8%

(財)エルピーガス振興センター
「LPG 消費国流通消費動向調査」
(平成 12 年 3 月)

阪神淡路大地震では、安全性のみならず復旧の早さと緊急時対応用エネルギーとしての実用性が実証されました。

LP ガスは災害対応に強いエネルギーであります。

(2) 保安活動普及によるLPガス事故件数の減少

欧米では保安は、消費者責任が原則であり、販売価格に保安経費は含まれておりません。(重量販売が主)

我が国では、安全機器の取り付け、供給設備、消費設備の定期点検が義務付けられており、継続的な保安周知活動、供給設備・消費設備点検、及び高度安全機器普及促進などにより、我が国のLPガスによる事故件数は、1979年の793件に対し、1999年には79件とピーク時の1/10に激減しております。

(3) LPガス市場の基盤整備事業

通産省が取りまとめた「LPガス取引適正化・料金透明化に向けた措置」等を受けて、従来も実施してはいたしましたが、LPガス業界として改めて、自主ルールの作成等により、取引の適正化と料金の透明化に向けた実行に取り組んでおります。この事により消費者はエネルギーを合理的に選択できる事と思われまます。

今後、消費者のエネルギー選択の巾が広がる事に対応し、LPガス業界として、垣根を越えた同業者間での充填所の統廃合、及び大型化のシリンダー、並びにバルクの共同配送等を急速に進めており、経営の効率化・合理化を図っておりますが、今後も合従連衡が進むものと思われまます。

現在高効率GHPの研究開発を都市ガス業界と共同で進めておりますが、今後同じガス体エネルギー供給者として、関連する技術・業務の連携が必要と考えています。

今後LPガスのクリーン性、利便性を生かした分散型エネルギーとしてのガスタービン、燃料電池、ガスエンジンの役割の期待が高まる中で、分散型電源用燃料として、LPガス技術開発に取り組み、コージェネレーションによる電気・熱のエネルギー供給体制が構築したいと考えております。

LPガス安定供給基盤は中東依存度が高く、原油と同様に脆弱と指摘されてきました。

LPガス輸入価格を低廉化、安定化させるため、業界として供給地の多様化、調達方法の見直し(スポット比率の見直し等)、天然ガスからのLPガス増加、LPガスの補完としてのDME利用・開発等、

情報交換、検討等を進めております。

総合エネルギー調査会において、L Pガスは、「環境負荷が相対的に小さく、化石エネルギーの中では、L N Gと共にクリーンエネルギーとして位置付けられる。」と評価されました。

特に、L Pガス自動車については政策的に見直しが必要と考えます。国際的にもL Pガス自動車の低公害性は評価され支援策が講じられているにもかかわらず、我が国では、ディーゼル代替L Pガス車については、クリーンエネルギー自動車として支援が行われてきたものの、環境政策の面では、低公害車としての政策的認知が乏しかったと思います。現在、ディーゼル車の規制強化など、排気ガス規制を巡る制度的見直しが進んでいますが、L Pガス車が正當に評価され、制度的に適切に位置付けられることが期待されます。L Pガス自動車は低公害車として認知されるべく、業界として積極的に活動しております。

これまでL Pガスは、石油の一部として位置付けられ、石油代替エネルギーとしては認められていませんでした。

将来、日本のL Pガスにおける天然ガス田随伴の比率が相当高まれば、石油の一部と定義されているL Pガスの政策的位置付けを、見直す余地があると考えられます。

また、L PガスがL N Gと同様に環境負荷が小さいことを考えれば、利用分野や、利用形態によっては、「準石油代替エネルギー」としての位置付けが強調されるべきと考えます。

また、L N G及び天然ガスで導管供給できる地域は国土の5%にすぎず、その他の地域についてはL Pガスに頼らざるをえません。

L Pガスの、クリーン性、利便性、地震等の災害に強い特性を生かした分散型エネルギーとしての、役割が評価されることを期待しております。

以上のことから、L Pガスと都市ガスのガス体エネルギーとしての棲み分けについて、政策的にビジョンを打ち出す必要があると考えます。

2 . 一般ガス事業の料金制度の在り方について

「選択約款」の運用に当たっては、不当廉売や需要家間の差別的取扱を回避すると共に、資源の無駄使いにならないよう、料金算定根拠の透明化が必要と考えます。

3 . 簡易ガス事業整備の在り方について

- (1) 一般ガス事業の供給区域内における簡易ガス事業の許可について
簡易ガス事業は、一般ガス事業の補完的事業としての位置付けではなく、需要家或いは施主の意向を、最優先に許可すべきと考えます。
- (2) 簡易ガス事業の天然ガス供給について
供給ガス種の選択肢として天然ガスが供給できるよう、特定ガス発生設備の基準に「液化天然ガス」のガス発生設備を加えることが必要と考えます。
- (3) 卸供給事業整備の在り方について
簡易ガス事業への天然ガス卸供給受入について
一般ガス事業者の供給区域内における簡易ガス事業者、並びに、卸供給事業者の導管が敷設されている近傍の簡易ガス事業者に対し、天然ガスの卸供給を受けられるようにする事が必要と考えます。但し、天然ガスのソースを握っている事業者の優位性が強くなならないような、法律的に整合性の取れた制度の制定が必要と考えます。
- 小規模導管供給（ 6 9 戸以下）への天然ガスの卸供給受入について
と同様に考えます。
- (4) 簡易ガス事業者間の卸供給・接続供給について
特定ガス発生設備の有効利用の観点から、簡易ガス事業者間での卸供給・接続供給を可能にすべきと考えます。例えば、比較的規模は大きい充足率の低い簡易ガス団地から、隣接する小さな簡易ガス団地への卸供給を可能にする事が必要と考えます。
- (5) 許可に係る供給地点数の検討について
簡易ガス事業の定義である供給地点「 7 0 」について、公益事業としては小規模すぎて現実的ではないため、大幅に増やすべきであるとの意見と、地点数を減少すべきとの意見があり今後更に検討を加える事が必要と考えます。

4 . 接続供給（託送）制度の在り方について

- (1) 接続供給について、指定一般ガス事業者を現在の大手都市ガス 4 社

に限定しないで、全国の一般ガス事業者を対象にすると共に、電力会社や国産天然ガス事業者等、ガス導管を保有する事業者を対象にする必要があると考えます。

(2) 接続供給に利用できる導管を、現在の高圧・中圧導管に限定しないで、低圧導管を簡易ガス事業・小規模導管供給等への導管網として利用できる仕組みを確立する必要があると考えます。

(3) 接続供給を利用する事業者が直接ガスを供給しないで、別の事業者に販売し、そのガスを購入した事業者が消費者にガスを販売できる、いわば、ガスの再委託・再販売ができる制度を併せて制定する事が必要と考えます。

(4) 「不当な取引拒絶」が行われないう「原則受諾」とし、導管ルートや導管輸送能力・引き受け条件等の積極的な情報公開と、一般ガス事業と接続供給事業における区分經理の透明化が必要と考えます。

5. 一般ガス事業者に対する法令上の特例について（公益特権）

将来の自由競争を見据え制度改革の際に、各ガス体エネルギー事業者に付随する特権と義務を踏まえ、整合性の取れた政策が必要と考えます。

6. 中小ガス事業者のLNG化とLPガスのストレート供給について

IGF21計画に基づき、13A高カロリーガスに統一を図るべく進められているが、安全性が確立され保安が高度化した簡易ガス事業のように、中小一般ガス事業者にも、LPガスのストレート供給を選択出来るようにすることが必要と考えます。

以上